

平成18年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年9月8日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯邊昭二	6番	浅井正八
7番	小野楨雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	堯川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口楨	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野瑤一也	生涯学習課長	山瑤善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） おはようございます。

前もって議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をさせていただきます。

まず第1番目の項目なんですけども、公共事業以外の町道縦断掘削工事の許可条件について問うということで、公共事業以外の民間事業に対する許可要件と町の指導体制について問うということでありまして、公共事業以外では公道内に縦断にて構築物を設置することは不可能であることは百も承知であります。しかし、町道沿いいっぱい構築物を設置するために、町道を、延長60メートル、幅員0.4メートル、深さ70センチですか、その関係で掘削されておりますが、町道を掘削しなくても設置可能な敷地を有しておられますのに、町道を掘削する許可を出されていることに、ちょっと私としては納得することが出来ない点がございます。

もともと、焼却場の同意事項の中に、くらまえ食堂から焼却場まで、地権者の同意を得られるならば歩道設置を実施するとの同意事項があるということを踏まえて、まずもって地権者にそのようにお願いをするのが筋ではないのか。それが不可能となれば、土地所有者の方は、敷地内で工事をされるのが当然であって、町道にかかる部分の掘削はおかしいのではないのか。なぜ町道の掘削まで許可して、個人営業者の利益を守るために許可されたのか不思議でなりません。

老人憩の家に徒歩や自転車で行かれる人が多いのに、工事がいまだ完了しておらない現状を、早急に完了させるように指導していただきたいと思っておりますけども、これについてどういうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ただいまの質問で、町道域を掘削して側溝等設置することについてはおかしいのではないかと、こういうご質問でございますけれども、町道敷内に縦断的に占用許可を与えていくという案件については、ガス管とか水道管、公共下水

道管という公共的な共通の部分については占用許可ということで、町道内に埋設を許可すると、道路占用許可ということで行ってきています。

個人の方で排水管等縦断的に占用するということについては、基本的には認めておられない。ただ、民地内で側溝を設置する。民地内で側溝を設置していただくに当たっては当然道路敷の排水もその部分に入ってくるわけですから、その道路工事承認申請書でもって、町の方で、どういう構造になるのか、町道側に工事時にどの程度影響するのか、復旧方法はどうするか、安全対策はどうするか、住民周知についてはどう対応していくのか、その辺について指示をして、工事承認申請ということで、あくまでも許可というより、この場合は道路法24条に基づく道路工事承認申請ということでございまして、承認をしているということでございまして。不適切な部分があれば、その施行業者に対して当然指導をしていくということになってまいります。

今回、この工事進められているわけですがけれども、工事業者に対しても住民周知等指導をしながら今日まで来ておるといってございまして、よろしく願いたい、このように思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 先ほども申しましたように、焼却場の同意事項の中に、地元との同意事項の中に、くらまえ食堂から焼却場まで歩道設置ということが明白に明記されておるのに、それになぜそういうふうな形で、先にその場合は協力いただけないのかというように尋ねていただくのが筋やないのかなと。やはり、それはその個人営業者がそないして、何も町の条例というのか、それに違反してなくて、それはそれで結構なんですけど、歩道を設置ということが前提にあると思いますけど、それについて何らか申しはったことはございますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今回のこの工事に当たっては、直接歩道の関係については触れておらないわけですがけれども、全体的に用地等対応出来るという状況になれば、当然同意事項が存在するということでございまして、その辺については、全体的な整備の中で考えていくということになってこようかと思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、部長言わはったように、それは一気にそなん用地の確保は難しいと思いますので、最終的には寄付採納で町がいただくということになるんです

けども、そうした場合に、それを活用して歩道を設置するような工法もあると思いますので、そういう方法をなぜとられなかったのかなということ、私はそういうことに対して、やはり町はもっと地元のなにを考えていただいて、いまだ1メートルもついてないような状況でなぜ同意を得られたかということも考えて、やっぱり歩道設置については前向きに考えていただきたいなど。今の現状ではなかなか難しいとは思いますが、その点について、今の場所についてはもうこれは不可能なんですけども、今後そうした場合には、町としてもそういう働きかけをしてもらえるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 歩道の設置については、連続性というのが必要になってくると思います。そうしたことで、先ほど申しましたように、全体的に歩道設置についてご理解が得られるということであれば、その辺については対応は可能であろうかと、このように思っておるわけですが、現状の中で建物も相当建っている状況の中で、今現段階では非常に難しい状況にあるのかなと、このように思っています。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そしたら、連続性と言わはったら、町道の中でそうして連続性を持った歩道のあるところを示してください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご指摘いただいておりますように、町道として歩道設置が存在しているというのは、龍田西の西の山住宅の開発地内の道路については歩道設置はされているわけですが、既存、従前からある町道については、歩道がなかなか設置難しい状況になってます。今、進めております法隆寺駅周辺の町道については、全体的に歩道設置をして対応をしていく予定はしておるんですけども、従前の部分については歩道設置がなされていないという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） だから言うんですよ。そんな1メートルでも2メートルでも結構なんです。そうした前向きななにを見せていただかなければ、そんな歩道がどうのこうのと町道がどうのこうの言うたって、やっぱりそれは行政の怠慢になるのと違いますか。この同意事項は、消えてなくなっておらないんですよ。ちゃんとそれが存在している以上は、そないして、それはその業者の方が、民間業者の方が、いや、うちは要

らんと言わはったらそれはそれでいたし方ないけど、やっぱりそういうことを声かけていただく努力というものが必要でないのかなと、私はそういうふうに思いますけど、そういうような考え、町の方から、行政の方から積極的に働きかけるという、そういう意思というんか意欲はございませんか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今現在、道路工事承認ということで承認いたしている側溝の幅が約50センチございます。そうした部分の利用ということも当然考えられるわけですが、今現在はあくまでも側溝の整備だけであって、開発等まだその方向性を確認をいたしておりませんで、当然開発をなされる時には、当然協議がこれから進んでいくという状況になりますので、その辺の声かけについては可能かな、このようには思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今後、その働きかけについて、またそうした事態が発生すれば積極的に働きかけていただきたいと思います。

続きまして、・番目の業者任せの工事实態をどのように町は把握しているのかについて問うということで、先ほど部長はおっしゃいましたんですけども、工事着手に当たって、地元自治会や周辺住民に、工事内容、期間等について説明義務があるのではないのかと、町道部分を掘削するという意味においてですよ。だから、道路、歩道、橋梁については、私はあの周辺については常に目配りして、町や県に対して対策を申し上げてきたところなんですけども、当該工事では、残念ながらこれらの事項について、町に対応を早急にすべきであると申し上げた時点でやっと対応されたということに対し、私は常々町内業者育成を強調し続けてきたところでございますけども、今回のような対応では、やはり町の指導が十分に行き届いてないのでないかと。やはり、業者の対応が悪いのかどうかは別として、町道を掘削する場合は、町としても立会をし指導を徹底すべきではないのか。

常日頃、周辺住民が町道の維持管理について清掃等を行っているところであります。町の財産を民間のために簡単に借与するようなことによる弊害も考え、慎重に許可するべきではないかと思うのですが、いかがですかということなんですけど、先日も、先週の日曜日ですかね、あの周辺の美化キャンペーンなんかで周辺の人が、あの道路についても皆きれいに、草とか色んなものを片づけておりましたね。だけど、あの周辺の関係す

る地権者は誰一人として出てこないというような状況の中で、やはり町としては、自分の町がこれから観光産業で生きていこうとかいう場合に、そういう草が生えておるようなところも残すというんかほったらかしにして、それで観光立町として全国から観光客を誘致するというようなことは、なかなかやはり思うようにいかないように思うんですけども、やはり周辺住民の意見というんか、それをきっちりと斟酌していただいて、何ぼ業者が持ってはっても、その周辺のキャンペーンとかいう場合にはその業者に連絡していただいて、そして清掃とかそういうふうなものについては協力をしていただくというのが筋ではないんかと思えますけども、やはり田んぼにおいても、休耕田なんかやったら、セイダカアワダチソウなんかでもばんばん生えていったら、周辺の田んぼの人が協力をしていただいて、やっぱり所有者の方に草刈りをしてもらうというのが現状やと思いますので、自分とこの、所有者の周辺のそうした草とか色んなものについては、その所有者が管理責任があるのが当然やと思えますけど、それについて何もそういうことをおっしゃらないというのは、やはり私はおかしいと思えますけど、それについてどうですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） まず、住民周知の関係でございますけれども、承認条件として、当然工事着手前には、付近住民、自治会等に対しまして十分説明をしてご理解を得ていくということの条件をつけさせてもらっております。議員からご指摘を受けた段階で即当該施工業者に対しまして連絡をいたしましたところ、その工事着手前に付近住民の方に寄せていただいて説明をさせてもらっているということも聞いておるわけですが、改めて説明をすべく指示をさせていただいたところでございます。

そして、今現在ある土地利用の関係になってこようかと思うんですけども、今現在は土地の利用がなされていないということで、土地所有者の方が、そこで事業をされている方がそこにおられないというような状況がございます。そうした中で、土地未利用地に雑草が生えれば、当然その土地の所有者が除去するというようになってくるわけで農地ではないですから、環境対策課の方からも指示をして除去作業をしてもらうような対応もしているところでございまして、今後土地利用がなされた後については、当然そこに営業等されるか何らかの土地活用をされるということになりますから、キャンペーン等については、また地元から声かけをしていただく等対応していただければありがたいかなと、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 思うほど側溝とかそこらの掃除については、土のう袋5、6杯のことであるので、我々としても掃除はさせてもらいますけどね、やはり斑鳩町の企業そしてまた住民としては、やはり色々な国内、海外からも観光客を誘致するというような立場においても、自分のところだけやなしにその周辺の環境をやはりきちっとしなければ、来られた場合に、そんなんいっぱいごみがこぼれてあったりとかいうたら、それは何か来はった人に対して申しわけないなという気持ちで、みんながやはり、町民がみんな自分の周辺の土地とか周辺の地域についてきちっとした管理をしておられれば、あっ、斑鳩町へ来た、やっぱりきれいかったなとかいうような印象を持って帰られたら、そうした宣伝によってまたほかの観光客が来られるというような思いに、私はそういうふうに思いますねんけども、とにかくそういう周辺、あそこに限らず町内地域全域において、きちっとした、やはり町外からのお客さんを誘致出来るような環境にみんなやっぱり持って行っていただきたいなど。だから、そのためには、やはり町もそのための努力をしていただきたいなど、よろしく願い申し上げます。

次に、・番目の工事完了後の維持管理について、誰が責任を持つかについて問うというところでございます。聞くところによりますと、設置された構築物を町が寄付採納を受けるとのことですが、今後の維持管理には多額の費用を要することは明白であります。雨水の吸引のためにグレーチングが多数はめ込まれておりますが、固定はされておられません。このことによりまして、盗難等の発生が各地において多発しております。1枚数千円のグレーチングが約58枚、そしてかなり大きい、710の1,000のグレーチングが1枚設置されております。それは、上に上げればすぐに簡単に外れるような構造で、数人が来ればかなり簡単に、瞬時に持ち去られる心配がございます。そのような事態になれば、後は町が、寄付採納を受けたということによりまして、その復旧を余儀なくされて多大な出費にもなるようなことが考えられるということで、やはり安易に寄付採納を受けることによりまして、町が損害を受けることとなります。その維持管理については、やはり徹底した町の管理を望みますが、それは可能であるのかどうか。

特に、当該地点の舗装については、厚さが10センチ以上ございます。それが現在復旧された場所においては、どれぐらいの復旧でされたんかわかりませんが、あその前で、引き込み工事されたところの復旧工事なんかにおいては、今、やはり段差がついているような状態で、以前の舗装の上に悪い部分を修理してその上にオールカバーをさ

れたということで、やはり10センチ以上の舗装がございます。というのは、やはり大洋ナット、あるいはまたほかの企業の重量物の運搬車両が結構1日にかかり通行しておる状況で、一般の町道とちょっと様子が違うような形で、かなり道路の傷み具合も激しいというふうに、私はあそこからくまえ屋までの間は、かなりそういう形で、何か引き込みとか色んなことをされた場合には、かなりその部分が後の破損の状況になるおそれが多いように思いますけども、それについて、先ほど申し上げましたように、グレーチングとか、あるいは道路の復旧とか、それについて町が寄付を受けた場合に、それはすべて町の負担になってきますので、やはりそうした負担を何とか軽減するように、その方策を考えておられるのかどうか。やはり、何十センチか、50センチか60センチか知りませんが、それを寄付採納を受けたことによって町道が広がったということで喜んでおられるのであれば、大いな間違いやと私はそういうふうに思いますねんけどそれについてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、進められている側溝関係を寄付を受けることについて、管理費と費用負担が生じるというご指摘なんですけれども、今日まで、道路も含めてですけれども、そういう部分については出来るだけ寄付等を受けながら町で管理して問題の起こらないようにやっていくべきであるというご指摘もいただいております。今回の側溝も、約50センチでありますけれども、雨水、排水も流入をしていくという状況の中で、その50センチ分道路幅として広がるということの中で寄付を受けるということにいたしましたわけでありまして。

そして、グレーチング固定していないということで、清掃関係のご指摘もあるわけなんですけれども、横断的な側溝を入れた場合には、当然車の通行等ではね上げたりする可能性も十分考えられるわけなんですけれども、今回この50センチの中で30センチということとございまして、直接当該部分を車両等が頻繁に通行するということでもございませぬ。また、これからの維持管理の中で清掃等を行うに当たっても、1枚1枚ボルト等で止めておりますと、皆外して対応していくというようなことになりますんで、今後の維持管理上にも支障も出てくるというようなことで、固定をしていないという状況になっております。

そうしたことで、出来るだけ今後の維持管理の負担ということも考えながら、そして寄付に当たっては十分な、今現在工事を進めていただいているその部分できちっとした

対応をしていただくということで指示、指導をいたして寄付を受けるということにいたしているところでございますので、ご理解をいただきたい、このように思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 部長はね、今の現状を知っておられないというふうに、私はそういうふうに理解しております。というのは、今現在中国でオリンピックの段取りしておられるということで、鉄類やったら何でもかんでも買い上げていただけるというような現状の中で、そうしたはね上げがないから固定はしないというような考え方は、何もそれはなければ結構なんですよ。だけど、そういう事態になれば、町に損害を与えるということで、だから何とかそういう形を防ぐような方法はないのかなと。やはり瞬時に何キロか知らんけど、それをぱっぱっと何していったら、58枚ぐらいやったらすぐに10分か15分あったら、数人で来たらそれはいけるし、それをすぐに販売出来るというような今のご時世で、今の現状を知っていただいて、そういうことのないようにしていただくのが行政の責任ではないのかなと。そんなん、私ら常にそんなん監視もしておるわけやないし、夜になってそういうことも起こったとしても何も防ぎようがないということで、仮に何枚、58枚とそして1枚やから59枚ですか、そういうことになったらかなりのやっぱり出費になってくるというふうな考え方の中で、私の考えが考え過ぎかどうか知りませんねんけども、そういうことも考えていただいて、やはりそういう防止策も、町にまだいただいてないのであれば結構なんですよ。だけど、町がもう寄付採納していただいたということになれば、やはりそういうことも防止するために町も考えて、何とかその防止策をとっていただきたいなど。何も車のはね上げだけの心配というようなことでなしに、それとか掃除とかいうようなことだけやなしに、一番そういう犯罪につながる盗難ということも、やはり頭の中に置いてその対策をとってもらいたいことをよろしくお願い申し上げます。

続いて・番目の、縦断工事許可によりなしくずしに不良造成工事が進むおそれを懸念しますが、町の指導は万全と言えるのかということで、市街化区域では、前述のような方法をとるならば、大概のところでは造成が可能となり、良好な住宅地がミニ開発等により、町は町道や水路の維持管理についても年々費用が増大して町で管理するのが不可能になることが予測されて将来を心配するところではありますが、一定の歯止めとして、これまで条例が一応民間の利益供与のために利用されることには歯止めとなっておったように思いますけども、こういう方法をとられた場合は、やはりなしくずしになる心配が

ございます。現在でもミニ開発の弊害が問題となっておるところなのに、町道を掘削させてまで住宅や企業の誘致が必要なのかと考えております。

というのは、本来ならば、町道建設時に排水溝、あるいは側溝を設置するのがやはり行政の義務であると、私はそういうふうに思いますが、この町道が出来た当時は道路だけで、準工業地域といえども排水溝は設けられていないところに、やはり今回のような私が申し上げたようなことが起こってきたというふうに思います。

公共下水についても、あの地域については、町内で最終工区というところにやはり問題があるのではないのかなというふうに、私はそういうふうに思います。今後、建設される市街化区域内の町道については、必ずやはり町でもってその排水溝の設置を考えていただきたいなど。

こういうことによって、私も何もこんなん一つも言いたいことも何もございません。やはりこれによって、町がちゃんとそういう企業とかを誘致する場合には、そういう施設をちゃんと完備しておったら、何も私らそんな言いたいこともないようなことを言う必要もございませんので、今後、やはり町道を設置する場合においては、そういう町の施設として確固たるそういう排水溝とかを設置してもらえるようお願いしたいと思うのですが、これから道路改良5カ年計画とか色々ございますけども、それについては、必ずそういう側溝とかを町は設置しようという考えで進めておられるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、議員ご指摘のように、市街化区域内における道路整備について側溝を設置すべきであると、こういうご指摘なんですけども、言われておるとおりだと思います。市街化区域については、市街化を促進する区域ということでございますので、道路排水も当然必要になってくる。当該地域について、排水関係が余りうまく出来得ないということになれば、その道路の側溝を排水路として利用するということも考えられますので、その辺については、場所、場所を見ながら、側溝等をつけていく考えではおります。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 嫌なことを言うたと思いますねんけども、とにかく町道の新設の場合には、必ずやはりそうした側溝については設置していただきたいことを強く要望しておきます。

続きまして、富雄川の河川管理の実情と周辺地域の変動について町の見解を問うということでございます。

大和郡山土木事務所、奈良土木事務所管内の過去数年間の井堰の転倒回数の変動について問うということで、近年ゲリラ豪雨によります被害解消のために、やはり井堰の機能が果たす働きは重大であります。富雄川における井堰は、生駒市でかなり多数設置されておりますが、その中で川幅も一定しており、川幅自体が狭くて貯留する水量は余り多いようには思いませんねんけども、それから下流域にかかる富雄から砂茶屋ですかな奈良土木事務所管内の井堰はかなり大きくて水量も多く、ひとたび転倒すれば大量の水が下流に集中し被害を発生させるおそれが多大であります。両土木事務所管内の井堰を一括管理することによりまして、一時出水を食い止める一助になるのではないのかと、私はそういうふうを考えております。河川管理をするためには、やはり監視管理システムと一括管理が最も有効なシステムではないのかという思いでございます。

町は、河川改修もままならない状況で、やはりゲリラ豪雨、特に記録的短時間大雨が本年も各地で発生しております。やはり河川改修が進むまで、県土木によります一括管理というんですかね、井堰の一括管理を県の方でしていただけたらありがたいなというふうに思いますけど、それについてはどうですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今現在富雄川に設置されております井堰関係については河川の整備時等において機能復旧等で整備されてきているわけですがけれども、それぞれその井堰については、水利組合等管理者がいるというようなこともございまして、土木事務所、県管理にはなっておらないということもございまして、必要な時に当該水利組合がダムを立てる、倒す、そういう状況がありますんで、一括管理して水利組合に理解を得られるかという、なかなか難しい状況にあると思います。そうしたことで、現在自動転倒というようなことで対応をされているということですので、今、ご指摘の部分についてはなかなか難しい話かな、このように思っています。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 土木事務所の方で一括管理は難しいというようなことなんですけども、やはり井堰自体は機械的に操作されておりますので、やはり停電事故とか、集中豪雨の時なんかやったら落雷事故とかによってその機械自体が操作しなかったりとかいうようなことになったら、転倒の場合は、恐らく30センチ以上ですかな、オーバー

したら転倒するようになっているのか知らんけども、やはりそういうことも考えたら、やはり河川改修が行われるまでは、県の方で監視していただいて、そして井堰の水利組合ですか、そこへ連絡していただいて、それで管理をしていただくというのが一番いいのではないかと私はそういうふうに思いますけども、それについては県としても不可能ということであれば、それは自衛するしかいたし方ないということで、それはしょうがないのかなということなんですけども、やはりこれは県民の税金を使って、やはり県かて色んな河川改修とかやっておる以上は、そういう心配を起こさせないような方策をとっていただくことをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、土砂堆積による中州状態の増大と流量関係と河川改良工事との関係を早急に解決する方法について問うということで、6月議会の一般質問でも申し上げました富雄川における中州の状態が顕著に進んでおりますが、河川改修工事もままならない状況にある中で、川幅の4分の1にもなろうかと言えるほど増大がしております。土砂の堆積も一雨ごとに増大し、流水断面の減少が続く、雨の降るたびに芦川と富雄川の合流地点と米寿橋との間が堆積し、護岸の高さに迫る勢いで増大しております。

本年では、護岸上への水流というんですかね、オーバーは2回ほど起こっておりますが、残る大体2カ月間ぐらいですか、その間に、ゲリラ豪雨や将来台風なんかが襲来したことを考えますと、安心出来るような状態ではありません。安心、安全な国づくりを政府与党が公約に掲げながら、災害に対する考え方がやはり甘くて、本年も奈良県において南の方面で被害が発生しております。全面的に災害をゼロにすることは、やはり不可能であるということは私もわかっておりますが、少しの費用で手当てすることによりましてその災害を防止出来る場合には、やはり率先して予算を投入すべきではないのかと、私はそういうふうに思いますが、いかがですか、お答え願います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘のありました富雄川の浚渫関係でございますけれども、毎年郡山土木事務所で部分的に浚渫を実施していただいております、5月にも約200メートルの間実施していただきました。今、ご指摘の部分については、ご指摘いただいた後、郡山土木事務所に対し要望も行ってきているところでございますけれども、まだ現在実施されていない。いま少し難しい状況ということも聞いておるわけですけれども、引き続き実施していただくように重ねて要望していきたい、このように思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それは、予算がないということは、それは言いわけに過ぎんと思います。その200メートルのところにおいて浚渫したということなんですけども、高安西団地周辺において床下浸水したということでそういうことを実施されてると思いますけども、私らのところにおいては床上浸水をしております。被害状況とかそんなを完全に把握しておられないというのが、やはりそういうやり方になっておるのではないかと、私はそういうふうに、ひがみ根性が知りませんがそういうふうに思いますけども、とにかく出来るだけ、予算のことを言われたら、それは自分の金でせん以上は県に任しておく以外にはないと思いますけども、とにかく出来るだけそういう被害の起こらんように早急に除去をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、・番目の大和郡山市小泉町の株式会社RAC奈良の造成工事による貯留池の機能を持っていた土地、田んぼだったんですけども、その消滅による影響についてということで、実際田の面積が7,644.95平米の土地が倉庫用地として全面的に造成されたことは、その土地より下流の流量確保及び秋葉川との合流地点での水流のみ込みが、秋葉川の水流に負けて十分に排出されずに滞留することになれば、やはり溢水の原因になるのではないのかなというふうに懸念しております。

焼却場、大一工業、これは斑鳩町側、大洋ナット、これは大和郡山市側との間の水路については、行政区界が水路の真ん中ということで、今現在草が生い茂っておる状況でございます。それが流れがスムーズに行かない状況でありまして、造成の土が流れ込むことも、これは擁壁も何もしておられないということで、造成の土が流れ込むことも考えられますので、河床の隆起による流量断面の減少を早急に止める手だてを考えていただきたいと思いますが、やはり行政区界ということでなかなか改善も、以前にも申し上げましたんですけども、斑鳩町側では草を刈っていただいても郡山市側では草は刈っていただけないというような状況の中で、あそこが造成されたということで、貯留池というたら地権者の方に悪いんかもしれませんが、やはり7,644.95平米もあれば、そこに10センチの水がたまれば、かなりのそれによる流量が一時的には緩和されるということでございましたんですけども、それが全くなくなったということで一時的な水の流出が心配されますけども、それについて郡山市とその改善方を話していただける、そういう考えがあるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、郡山市側になるわけですがけれども、株式会社RAC奈良というところが造成をやるわけですがけれども、この造成に伴って大和川の総合治水対策協議会の中で示された調整池の基準に基づいて調整池を設置されて、下流への流量の調整をしていくということで、郡山市、県で指導がなされておりまして、現在整備もされてきている状況にあります。

そして、その下流の水路関係についてですがけれども、行政界ということでございますその辺については、郡山市とその上流でそういう造成をされますので、当然また話をしていきたい、このように思っています。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 郡山市との話し合いの中で改善方をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3番目の町民プール、野外活動センターの利用状況について、数年間の利用推移を問うということでございますが、本年は7月の長雨で利用者が少なかったように思いますけれども、8月は猛暑という気象状況で利用された人たちの、その利用された人たちの意見と、そして他の地域というんですか、そこで発生した事故による影響はプールの利用者に全く影響がなかったのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 町民プールの利用状況ということでございますが、過去5年間の利用状況について申し上げておきたいと思えます。

まず、平成13年度は6,418人、平成14年度は6,295人、平成15年度は5,804人、平成16年度は6,699人、平成17年度は5,819人、そして本年度につきましては6,124人の利用状況でございます。

議員が言われておりますように、本年は7月当初より長雨が続きまして、7月末時点におきまして、利用者は前年度より421名少ないといった状況でございました。しかし、8月に入りまして大変猛暑が続くという天候によりまして、最終的には前年度に比べまして306名の増という利用状況でございます。

また、7月31日に埼玉県のみじみ野市で大変不幸な事故が起こったわけですが、この事故による斑鳩町のプールの利用者への影響はどうか、こういうことですが、この事故によりまして町の利用者が大きく変わったということはないということでございます。

また、本町でも、過去の事故を教訓にいたしまして、管理態勢も十分行き、また施設点検も十分行きながら、事故防止に努めて運営をさせていただいたところでございます

当町のように、屋外プールは天候によって大きく利用者が左右されますけれども、全体として年々減少しているというのが現状でございます。この理由として、やっぱり民間のプールの施設、あるいは規模の充実したプールが増えてきたということが大きな原因ではないかなというふうに思っています。

また、プールの利用者に対しての意見ということでございますが、これは、利用者について意見の調査はいたしておりませんが、今後、プールの運営につきましては先ほど申しあげましたように、十分事故防止、あるいは危険の回避を行うために、安全面に注意しながら運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 町民の方に十分に活用していただけるようお願いしたいということなんですけども、続きまして、野外活動センターは、短期間の利用状況の中で青少年の育成場所として存続しておりますが、費用対効果について町の見解を問うということでございます。

やはり場所的にもかなり不便なところにありますけども、それを利用されておる方は年々増えておるのか減っておるのか、そこら辺のどこを聞かせていただきたい。そして1人当たり大体どのぐらい経費がかかっておるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 野外活動センターの利用状況についても申し上げておきたいと思います。平成13年度には169人、平成14年度は198人、平成15年度は137人、平成16年度は260人、平成17年度は293人でした。平成15年度につきましては、前年度の利用人数を下回ったものの、それ以外の年度につきましては前年度を上回っておりまして、今年度につきましては、306人と前年度を若干上回る見込みでございます。

施設の維持管理費につきましては、年間96万2,000円から162万7,000円となっております。利用者1人当たりの費用を見ますと、利用者数の少なかった平成15年度につきましては、1万1,873円と最も高くなっております。平成16年度は4,461円、平成17年度は3,276円、今年度決算見込みでございますが、

確定はいたしておりませんが、約3, 200円程度となる見込みとっております。

また、利用者は主に町の子ども会連合会、あるいはボーイスカウト、ホリデイ学園の団体でございますが、町といたしましては、昭和60年に設置されてから21年を経過いたしておりますことから、施設も老朽化しておりますが、今後、維持管理にも修理費等の経費の増大が見込まれるところでございますが、そういったことから施設を存続させるのか、あるいは廃止するのかについても、実際に利用されている団体等々にも相談申し上げながら一定の方向を見い出してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） ・番目の、近年における公営プールの廃止と民間委託の必要性について町の考え方を問うということでございます。やはり、先ほども申されましたように、民間においてはかなり施設とか充実したプール、プールなんかは施設として十分な機能を備えたプールが存在しておりますけれども、町のプールにおいては、青少年育成というのか、親子のふれあいということで存在しておることなんですけれども、鳩水園の補償工事という中でそれが存在しておるのかなというふうな考えもございましてね、それをある程度もっと年間を通して有効に利用活用出来るような施設として可能かどうかはこれはわかりませんが、民間の企業に委託、あるいはもう用地を売却して、そこへそういうスイミングスクールとか体育施設というんですかね、そういうふうなものを誘致するというか、そういうふうな考え方があるのかどうかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も申し上げましたように、利用者が近年減少傾向にございます。そうした公営プールの営業が中止されていると、そういう事例が多く見受けられているところでございます。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、やはり民間の施設設備の充実が大きな原因ではないかなというふうに思っています。プールを維持管理するための経費の増大などによるものであるというふうに考えています。そうしたことによって公営のプールの廃止があるのではないかなというふうに思っています。

また、施設の活性化を図り、民間のノウハウを活用するために、指定管理者制度を導入しているところもございしますが、責任の所在がややもするとやっぱり不透明となる事

例が見受けられますことから、当町といたしましては、直営で運営をしてみたいというふうに考えております。

それから、当町のプールにおきましても、先ほども言いましたように、年々利用者が減少傾向にありますけれども、本町の町民プール維持管理費用に対します利用者1人当たりの費用は、約1,300円程度になっているものというふうに考えております。

議員が言われておりますように、民間へ移譲するというのも一つの選択肢ではあるかというふうには考えておりますけれども、当町のプールにつきましては、住民の皆さんの健康増進の場として活用していただきますと共に、水に親しみながら親子の交流を深めていただく場として、今後も引き続き運営をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） やはり、斑鳩町が単独行政でやっていく以上は、行財政改革を積極的に進めていただいて、何もそれはプールや野外活動センターだけやなしに、この斑鳩町を存続させていくために、我々も一生懸命努力しますけれども、行政側も努力していただいて、今後も斑鳩町として存続することを強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

続いて、15番、中西議員の一般質問をお受けいたします。15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） それでは、通告書の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、道路5カ年計画についてであります。この道路5カ年計画は、町道の整備を行っていくに当たりましては非常に必要である計画と思うのですが、現在の町内道路の整備状況を見る中では、私は都市計画道路の整備を優先するべきではないかと思うのですが、まず初めに道路整備5カ年計画の現状についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 現在の道路整備5カ年計画の状況ということでございます。

平成16年から平成20年の計画で、11路線の整備に取り組んでおりまして、そのうち4路線が完了をいたしております。残り7路線について、完了すべく現在努力しているところでございます。しかし、事業を進めていくに当たりまして、地権者や地域住

民の方々の理解が得られず、思うように進んでいないというのが現状でございます。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、道路5カ年計画の現状についてお聞かせいただきましたが地元要望も含めた路線も、道路整備5カ年計画の路線として位置付けをされ取り組みをされておられるわけですが、地域の理解や協力が得られずに、思うように事業が進展していないのが現状であるということですが、それでは次に、幹線道路となる都市計画道路の整備についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。町では法隆寺線の整備やいかるがパークウェイの整備に努力をしていますが、町長の提出議案説明の中にありましたように、パークウェイでは稲葉車瀬区間において約96%の用地取得が出来、小吉田モデル区間から東側の県道大和高田斑鳩線までの間を、予備設計の実施を行うために地元と調整を行っていくと言われておりますが、幹線道路を整備するとなれば、その幹線道路と交差する町道等がたくさんございますが、それらの交差する道路の整備について、今後どのように考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 議員ご指摘のとおり、幹線道路を整備するに当たっては数多くの町道、里道と交差することになりまして、交通の流れや安全対策を図る上で、当該町道の整備も行っていく必要が生じてきております。パークウェイ等整備をして後に町道の改良を行うとなれば、取り合い部で改めて国と協議を行うこととなりまして、すぐには改良出来ないという状況もございました。並行して進める必要がございます。

そうしたことで、小吉田モデル区間におきましても、2路線について整備を行ってきておりまして、今後、稲葉区間やモデル区間東側においても、並行して進めるべく国や地元と協議しているところで、法隆寺線やいかるがパークウェイについて積極的に今現在取り組んでいるという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） ただいま町道整備5カ年計画の現状、そして幹線道路の整備に伴う取り付け道路の整備についての考え方を伺いましたが、町では法隆寺駅舎橋上化に伴うアクセス道路の整備、6メートル計画道路の整備、いかるがパークウェイ等幹線道路の整備に伴う町道の整備、また道路5カ年計画に基づく町道の整備と、多くの道路整備に取り組むとされておられますが、法隆寺駅周辺道路の整備やいかるがパークウェイ

等が進展する前であれば、生活道路として住民の利便性や交通の安全面からも、5カ年計画や6メーター計画道路の整備を進めていってもいいと思うのですが、今の現状であれば、財政的にも厳しく、少ない予算を振り分けて事業を行っても、部分改良をしたような形で事業が進展しないと思いますので、優先順位を決めて取り組んではどうかと思うのですが、町の考え方について伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 町といたしましては、これまでいかるがパークウェイなどの幹線道路の整備がなされていないと、進んでいないということで、生活道路への通過交通の進入などによる交通量の増加に対しての交通安全面、そして地域住民の利便性などに対する対策として、地域内道路の整備に重点を置いた進め方をとってきたところでございますが、現在では、議員ご指摘のように、町内道路網の骨格となりますいかるがパークウェイや法隆寺線、またJR法隆寺駅周辺におけます道路整備も進めているところでありまして、これらの幹線道路を中心とした道路網の整備を進めることによりまして、町内全体の交通安全や、そして利便性の向上につながるものと考えております。

ご指摘のように、幹線道路の整備に必要な事業費も、今後相当必要になってくるものと考えられることから、5カ年計画、そしてまた6メーター計画路線などの道路整備においては、優先順位や計画の見直しを行うなど対応をしていく必要もあるのではないかなど、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） ただいま答弁をいただきましたように、私もいかるがパークウェイや法隆寺線等の幹線道路やJR法隆寺駅周辺道路を中心とした道路網の整備は、非常に重要であると思っております。また、町政モニターの結果につきましても、町内道路について、不満と答えておられる方がたくさんおられます。これは、幹線となる道路の整備が出来ていないから、このような結果が出ているのではないかと思います。

財政的にはだんだんと厳しくなっておりますので、ぜひとも優先順位や計画の見直しをしていただき、事業を進めていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、道路新設改良工事に伴う用地幅杭の設置についてということでございますが、現在町では、道路新設改良工事を施工するに当たりまして、工事施工前に土地家屋調査士において用地の幅杭を設置されていますが、工事の施工に際しての丁張等の設置は、

請負業者側で設置をするべきと思うのですが、この件について町の考え方をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご質問の道路新設改良工事施工に伴います用地幅杭の設置についてでございますが、通常は用地買収、分筆を行ってから工事着工となります。現地には、分筆の測点としての杭等が設置されております。施工業者は、その杭等をもとに施工することになるわけですが、当町の場合は、買収面積の精度を期するというを目的に、工事施工後の確定測量にて用地面積を確認し分筆登記を行っておりますことから、工事着工前には現地に計画線を明示する測点の杭がないために、土地所有者に計画線を明示をするという意味合いもあって、計画線に当たります測点を公共嘱託登記土地家屋調査士協会の方によって設置をしている工事箇所も存在をいたしております。

議員ご指摘の工事施工に伴う幅杭というものについては、施工業者にて設置するものでございますので、徹底をしてみたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 今、お聞きしますと、工事前に工事所有者に計画線を明示する意味もあり、調査士によって設置をしている箇所もあるということでございますが、施工前ということであれば、工事発注後施工業者の方で幅杭を設置したところを確認してもらえばよいのではないかと思います。幅杭の設置につきましては、当然工事費の中に経費として含まれているものであり、財政の厳しい折でございますので、費用が重複しているということを認識していただき、改善をしていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例に基づく区域指定についてということで、この制度は、市街化調整区域における一定の既存集落において、区域指定がされれば、その区域内では宅地等の建築が可能となり、従来の規制を緩和するものであると思いますが、市街化調整区域とは、本来市街化を抑制するための区域であると思いますので、まず本条例が制定された理由についてをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 当条例が制定をされました理由ということでございますが、奈良県では近年人口が減少に転じてきておりまして、特に都市計画区域の8割の面

積を占める市街化調整区域におきましてその傾向が顕著で、既存集落におけますコミュニティの維持や地域の活性化などが求められている中で、平成16年3月に県で策定されました奈良県都市計画区域マスタープランにおきまして、市街化調整区域の土地利用の基本方針として、地域の実情に応じた保全と活用のめり張りのある効果的な土地利用施策の運用を図ることが掲げられました。

このような状況から、平成12年の都市計画法の改正により創設されました都市計画法第34条第8号の3の制度を活用いたしまして、市街化調整区域内の一定の既存の集落において、建築確認の手続以外に、開発許可申請の手続を経た上で、新しく住宅等の建築を認めることが出来るように、県におきまして条例の制定がなされたものでございます。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） それでは、区域指定がされることにより、市街化調整区域でも住宅等の建築が可能となるわけでございますが、区域指定がされても、市街化調整区域であることに変わりはなく、都市計画税が課税されるわけでもなく、また固定資産税も市街化区域の土地と比較すれば低額であるため、宅地購入者にとっては非常に魅力的に感じられると思います。

こうしたことから、市街化区域よりも市街化調整区域である区域内指定の土地の市街化が進んでいく状況も考えられ、市街化区域と市街化調整区域のバランスが崩れ、線引き制度にも矛盾すると思われませんが、このことについて町はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 本制度につきましては、建築物が集積をいたしております既存集落を対象といたしておりますので、その既存集落内に介在する空地等を有効活用しようというものでございます。現状、都市的な土地利用が図られていない区域を新しく都市化していくものではございませんので、本制度は線引き制度に矛盾しているものではないと、このようには考えてございます。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 新しく都市化をしていくものではないということですが、条例の区域の指定要件によれば、区域面積の概ね3分の1以上が建築物の敷地として利用されておればよいとなっており、この要件を最大限に利用すれば、集落の外側に

広がっている農地などを広範囲に区域に含めることが出来、大規模な開発も可能となると思われていますが、この点について町はどのように考えていますか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 本条例の要件に基づきますと、広範囲に区域指定が可能であるということですが、先般、本区域指定の手續に際して意見をお伺いをいたしました都市計画審議会及び農業委員会から、本区域指定に際しては、条例の要件を狭義に解釈をし、周辺農地への影響もかんがみて、区域の範囲を最小限とするよう意見をいただいております。

町といたしましても、指定を行う範囲を既存集落内に限定することを基本方針といたしておりまして、既存集落の周辺に存在する農地等を区域に含めることによりむやみに都市化を促進することがないよう配慮をいたしております。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 町の基本方針は、区域指定の範囲を既存集落内に限定するということですが、地元説明会において、多くの住民の方から、もっと区域指定の行う範囲を広げてほしいという意見があった場合、また条例の要件を満たした区域拡大の要望が出た場合、都市計画審議会の意見や町の方針をもって抑えていくことが可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 議員ご指摘のように、確かに条例上の要件を満たしているような区域拡大の要望が出される可能性も想定出来るとは思います。その場合、町の基本方針等によって、すべてを抑えていくということは難しいと思います。しかしながら、そのような要望がございました場合には、町のマスタープランとの整合性の検証を行いまして、また都市計画審議会や農業委員会のご意見をお伺いしながら、慎重に対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 斑鳩町内においても、区域指定の手續を進められている地区があるとお聞きしましたが、今後他の地域でも区域指定を行う予定があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 本区域指定に関しまして、斑鳩町内で条例の要件に合致

する地区の調査を行いました結果、3地区が該当をしているということでございまして区域指定の手續上、地元の合意形成が図られていることが要件となってございますことから、地区の自治会長さん、そして住民さん、並びに地元の農業委員さんを通じまして地元との協議を進めてまいったところでございますが、結果、3地区いずれも、地元としては区域指定の必要がないとの回答でございました。

このような状況でありますことから、今後、先ほどの3地区を含め他の地区におきましても、本区域指定の手續を積極的に進めていく予定はございません。しかし、将来、この3地区から区域指定を行ってほしいとの要望がございましたら、改めまして指定に向けた手續の検討に入りたい、このようには考えております。

○議長（中川靖広君） 15番、中西議員。

○15番（中西和夫君） 町としては、積極的に区域指定を進めていく予定はないということでございますが、現在当町の市街化区域におきましても、まだ利用されていない土地が多く残っていると見受けられる中、まずは市街化区域内の土地利用の促進に努めるべきであり、今回町が手續を進めた3地区におきましても、地元の合意が得られなかったという結果からして、なかなか住民としても受け入れにくい制度ではないかと思えます先ほど、3地区から要望があれば、改めて手續を行うという答弁をいただきましたが、手續を行うに際しましても、本来の線引きの趣旨を十分考慮していただき、極力限定した区域で行うよう配慮していただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、15番、中西議員の一般質問は終わりました。

午前10時40分まで休憩いたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1番目は、子どもたちを見守る取り組みについてということですが、近年、子どもたちを狙った犯罪が多発しており、行政、学校、保護者、地域が協力して子どもた

ちを守ろうという取り組みが全国各地で広がっております。斑鳩町でも、早くからこうした取り組みを進めていただいております、PTAの方々や教員の皆さん、また町の職員の皆さん、さらには地域の中からもボランティアで防犯パトロールに積極的にご参加いただき、意識して子どもたちを見守る取り組みを行っていただいております、そうした行為は本当にうれしく、またありがたく思っております。

しかし、こうした取り組みは終わりのない取り組みであることから、本当に大変なことであり、全国的に見ると、一部の地域では、実際に負担になり過ぎて、パトロール体制が崩壊してしまっている状況なども報道されています。したがって、こうした取り組みについては、あくまでもボランティアであり、強制になったり負担にならないような慎重な対応が必要ですが、今後もより活発な取り組みにしていただきたいと思いますという立場から質問をさせていただきます。

まず、現在、町内の各小学校でパトロールを実施していただいていると思いますが、その状況と、教育委員会との連携、支援についてはどのように行っておられるのか、お聞きをします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちの見守りについてのご質問でございます。現在、斑鳩小学校でパトロールしている状況、あるいは教委と地域との連携についての状況についてお尋ねでございます。

この件については、以前からもお答えさせていただいておりますように、現在、各小学校におきまして、登校につきましては集団登校でございます。そして、下校時には、各学年ごとの集団下校ということになっております。また、下校時におきましては、子どもの安全を守るために先生方での校区内巡視等を行っておりますし、また学校、保護者、地域の協力を得ながら、現在も引き続き子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

また、子どもたちを守るために、学校安全ボランティアや地域の自治会、あるいは小地域福祉会、老人会、子ども見守り隊等の活動や、あるいは個人的にも子どもたちの安全を守るために、確保するために、登下校時に見守りを行っていただいております。少しでも多くの方々の目で子どもたちを見守っていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、8月31日に各学校、小中学校でございますが、の先生方を中心にいたしまし

て、斑鳩町立小中学校青色防犯パトロール隊を発足いたしまして、各学校においても青色防犯パトロールを行うことによりまして、子どもたちがより安全で安心して通学出来るような体制づくりに努めているところでございます。

町行政におきましても、全課が輪番制で毎日下校時間に合わせまして青色防犯パトロールを実施いたしております。さらに、子どもの安全確保を図りますために、保護者らに町内の不審者情報を携帯電話メールで迅速に伝える子ども安全安心メールを行っております。登録されておりますのは、今、442名でございます。

教育委員会、学校、警察とが、学校安全ボランティアの方や自治会等の地域のボランティアの方々との連携をとりながら、毎月の下校時間や変更等のあった場合に随時連絡をとり、子どもたちの安全を見守っていただいております。

子どもの登下校時において何か気になることがあった場合には、学校または教育委員会に直接連絡をいただいております。その都度対応をさせていただいております。

また、子どもたち自身が、自分の身は自分で守るという意識を身につけていただくために、保護者も危機意識を持っていただくことが必要であるというふうに考えております。平成18年度には、教職員研修及び家庭教育学級で、NPO法人のCAPによります研修会を実施いたしております。これらの研修を通しまして、さらに子どもたちにわかりやすい形で、かけがえのない自分自身を守る力を引き出す指導を行っていききたいというふうに考えております。

今後も、地域の皆様のご協力を得ながら安全、安心への取り組みを継続すると共に広報等でボランティアの募集や、あるいは地域の方々の見守り活動への協力を呼びかけ広く啓発してまいりたいというふうに考えております。

また、各団体等の会合がある都度、以前にも申し上げておりますように、子どもたちを守るための協力をいただくようお願いをいたしております。今後も引き続きそうした呼びかけをしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、このように多くの住民の方々の協力によりまして子どもたちを見守っていただいているわけでございますが、まず保護者がしっかりと自分の子を守っていくということが大事ではないかなというふうに考えておりますので、保護者自身が自分の子どもを守るということの意識をしっかりと持っていただくことが第一義ではないかなというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、色々な取り組みご説明いただきまして、本当に町全体として取り組んでいただいているなどということを実感いたしまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

特に、ボランティアパトロールの点についてお尋ねをしたいんですけども、今、各小学校の方でパトロールのボランティアを募っておられる状況と、そして教育委員会とでボランティアを募っておられる状況があると思うのですが、この辺というのは、実際にパトロールをされているボランティアの人からすると、ちょっと体制的にもわかりづらい状況があるのではないかなというふうに、少し住民の方からもご意見をお聞きしているのですが、そうしたところについての整理というのは、どのようにされているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、教育委員会の方で、学校安全ボランティアとして25名の方に活動をしていただいております。これは、教育委員会の方で、広報等で募集させていただいた人数でございまして、そうした方々にお願ひし、それぞれの校区で活動をしていただいております。学校の方は学校として、またPTAを通じましてそうしたボランティアの呼びかけを当初されたこともございますし、そうしたものも引き続き協力いただける方に対して呼びかけをさせていただいているのではないかなというふうに思っています。こういったことについても、情報については、教育委員会としてもしっかりと把握をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、教育長の方から、こういった方につきましてもしっかりと把握をしていきたいというふうにご答弁いただいているので、ぜひそのようお願いをしていきたいというふうに思うんですが、以前に有志の住民さんの方から、町や教育委員会の方に要望書を提出されたという経緯がありますが、その際に、現在小学校の方でボランティア登録をされている方、この方が、学校の方で登録をしているけれども、そういった登録をしている人たちとの交流の場が何とか設けられないものかなあということをおっしゃっていたというふうに思います。さらには、自治会の方でもパトロールをされている方がその場にもいらっしゃいましたが、その方からも、ほかの自治会でパトロールをしている区域については、自分とこの自治会からはやはり口出しなかなか出来ないし、そしてどういう状況かもわからないので、そうしたこともお互い協力を出来る

ような体制があればいいのにとということをおっしゃっていたというふうに私は記憶をしております。

さらに、先日、自治会連合会の皆さんと議会の方と懇談会を持たせていただいた場でも、その中でも、「児童の下校の安全対策について」という項目で1つ項目を設けまして、実際に各自治会などでパトロールを実施しているが、どういう形でやったらよいかなど率直な意見を述べられていたというふうに記憶をしています。

こうした実際にパトロールに取り組んでいただいているそれぞれの立場の方から意見をお聞きすると、各小学校単位や自治会単位、その他団体や教育委員会としてそれぞれパトロールに取り組んでいただいているものはあるものの、町全体としてどんな取り組みになっているのかというのがなかなか見えてこない。やっけていただいている方も、ほかでの取り組みが見えてこないで、不安や心配をされているといった状況があるのではないかなというふうに感じております。

自治会連合会との懇談の中で、役員の方が、守る人も守られる人も安心出来る取り組みが大切だ、このようにおっしゃっておられました。これをもう一歩進めるような形で、学校や自治体、また各団体、そういった町全体の取り組みとして継続発展させていくことが出来るのか、どのような形で教育委員会がイニシアチブを発揮出来るのか、今後研究をしていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもの安全につきましては、当初から、町といたしましてはそうした組織的なといいますか、活動をしてはというようなご意見もいただいております。組織的に活動することによって、やはりその個人個人の時間制限とか、あるいはその日の制限とかいうものがございまして、先ほども議員がおっしゃっていただいているように、そういう見守り隊が徐々に崩壊してきているというのか、取りやめられているというような状況がございまして。

そうした中で、自分の出来る範囲内での子どもの見守りをしていただきたい、こういうことを常に私の方からお願いをしてまいりました。老人クラブの方へは、歩けない方については、玄関の前に椅子出して座っていただいても結構ですと、こういうことを言いながら、その前を通る子どもたちを見守っていただいたらありがたい、こういうことでお願いをしてまいりましたし、またジョギングしておられる方、あるいは犬の散歩をされている方、そういう方々には、下校時間に合せて通学路をジョギングする、あるいは

は犬の散歩をさせていただくというようなことにもしていただければということで、自分の出来る範囲内の時間帯を活用して子どもたちの見守りをさせていただきたいということで、今日までそういうお願いをしてきています。

そうしたことで、斑鳩町の場合、今日までも、老人クラブの方々も、あるいは小地域福祉会の方々も、自治会の方々も、色んな形で子どもたちを見守っていただいているのではないかなというふうに思っています。大変感謝しているところでございます。

特に、教育委員会が募集いたしました学校安全ボランティアにつきましては、これまで、先ほど申し上げましたように、25名の方がございますが、これはそれぞれの校区の中で子どもたちの見守りをさせていただいております。こういう方が、組織といいますか、町からお願いしている方々でございます。それ以外については、各それぞれ自主的に団体なり個人で活動をしていただいているという状況でございます。

また、そうした情報については、逐次PTAの会とか、あるいは、先ほども申し上げましたように、色んな会の中で、私の方からごあいさつの中で、お願いもし、また状況も若干触れながら説明をさせていただいているということでございます。

こういったことについて、今後このままでいいのかどうかということも含めまして、またこういった活動がより充実するように日々研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいま教育長がご答弁いただいた形で、ぜひ今後研究をしていただきたいというふうに思います。先ほど住民さんがおっしゃっておられましたボランティアをされている方同士の交流、そういったものも、例えば学校の方でそういう場を設定して難しいというのであれば、なるべくやはり教育委員会が支援をして、そういう形が出来るような場を設けるなど、各団体に対しても教育委員会としてどういった形で支援が出来るのか、あわせて研究をいただきたい。特に、やはり終わりのない事業ですので、先ほど教育長がおっしゃっておられましたように、その方が出来る形で取り組みを続けていく、またボランティアに取り組んでいただいている方が本当に活発に活動が出来るように十分に研究をしていただきたいということを要望させていただきまして次の質問に移らせていただきます。

それでは、次に、2番目の教育基本法についてですが、今年の4月28日に政府は、教育基本法の改定案を閣議決定し国会に提出しました。その中身を見てみますと、これ

までの教育基本法の趣旨や内容が大きく変えられようとしています。政府は、教育水準の向上、都市化や少子高齢化の進展などによる教育を取り巻く環境の変化、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下、さらには若者の雇用問題などの理由を挙げて、「時代の要請にこたえるため、今、教育基本法を改める必要がある」、このように言っておりますが、果たして本当にそうなのでしょうか。政府の文章のどこを見ても、現在の基本法のどこが時代の要請にこたえられなくなっているのか、一つの事実も根拠も挙げられていません。今、子どもの非行やいわゆる学校の荒れ、学力の問題、高い学費による進学や中途退学、子どもや学校間の格差拡大など、子どもと教育をめぐる様々な問題を解決することを国民は願っています。しかし、これらの問題の原因は教育基本法にあるのではなく、逆に教育基本法が今の日本社会に反映されていないことこそ原因であるというふうに私は考えます。

教育基本法は、教育の憲法と言われるほど重みのある法律です。戦後、国民主権、民主主義の概念を盛り込んだ憲法と共に制定され、教育の柱として今日まで日本の教育の根本的な考え方を示してきましたが、その現行の教育基本法を次の国会にでもいよいよこれを変えてしまうという動きがある中、政府改定案の問題点についてどのように認識をされておられるのか、町の実態とも照らして斑鳩町の教育委員会がどのような見解をお持ちなのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

1つ目ですが、政府改定案の第2条ですが、そのために第1条の方を見ても、これまでの教育基本法のように、政府改定案でも、第1条では、教育の目的が人格の完成である、このことをうたっています。しかし、それを達成するための目標として、第2条で、「国を愛する態度を養う」など特目を定め、教育の目的である人格の完成とは第2条を達成することだと書かれています。こうした政府が定めた数々の特目の達成が法律で義務づけられれば、何をもって国を愛する態度が養われたと見るかの基準が国によって示され、段階的に評価されるなど、その達成が義務づけられることとなります。こうした政府による一定の価値観を法律に書き込んで国民に強制するというやり方は、憲法が保障する内心の自由を侵害するものと考えますが、教育長はどのような認識をお持ちでしょうか。国会での議論の中で、愛国心を評価項目に盛り込んだ通知票が全国各地で明らかになっていることとあわせて町の見解をお伺いすると共に、斑鳩町の現状についてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 改正案でのことですが、今、申されておりますように第2条の「教育の目標」につきまして新設されまして、第1条の「教育の目的」を実現するために今日重要と考えられております事項を5つ分類して規定されております。

まず1つ目に、幅広い知識と教養を身につけ、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うと共に、健やかな身体を養うこと。2つ目に、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3つ目に、正義と責任、男女の平等、あるいは自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。4つ目には、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。最後に、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、こうした改正案が示されているところでございます。

これらにつきましては、現在も学校生活全体で、道徳、あるいは総合的な学習の時間等に各学校で取り組んでいる内容でございます、教育の目標として定められていることについて、特に問題があるというふうには考えていないところでございます。

また、第5項目めの「我が国と郷土を愛する態度を養う」という表現につきましては法律の改正案が上程される前にも議論が色々あったわけですが、今後、国会等で活発な議論が予想されますが、その動向を注意深く見守ってまいりたいというふうに考えております。

私は、純粋に子どもたちが自分自身を愛することを大切にする、また父や母、兄弟、家族を大切にする、そして地域や国を誇りに思う態度を養うことが大切であるというふうに考えているところでございます。

先ほど、愛国心の中で通知票のこともおっしゃっていたかと思うんですが、ある都道府県では通知票に愛国心の評価を入れているというようなこともあるわけですが、そうしたことについては、本町の通知票の中には評価の項目として現在設けておりませんので、ご報告を申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 教育長、特目を記すことは特に問題がないと考えておられるという答弁をされていましたがけれども、私もそうした国を愛する態度を養う、こういった

ことを教えることについては特に反対をしているものではなく、こうしたことが法律に書き込まれること、このことについて非常に危惧をしているところです。

通知票の評価の話も、今、答弁いただきましたけれども、やはりこうしたことで書き込まれることによって国の方から評価をする基準などが設けられていくのではないかと、そしてそれが地方に対しても国を見習ってそういった形で指導がされるということに非常に危惧を覚えています。今後、国会の議論の中でこの教育基本法の問題取り上げられていくと思いますので、教育長おっしゃっておられましたように、今、私が申し上げた点に十分注意をして動向を見ていていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。

さらに、国会の議論の中で明らかになった愛国心を評価項目に盛り込んだ通知票の存在は、今、その後各地で次々と明らかになっているようですが、この通知票は、各地の教育委員会や校長会などが独自につくったものではなく、文部科学省が定める学習指導要領の中で、小学6年生の社会科の目標の第1に、「国を愛する心情を育てる」を掲げその後の成績等にかかわる通知でも、社会科の評価の観点として、「国を愛する心情を持つ」ということを掲げており、各地の教育委員会や校長会からすれば、文部科学省の言うとおりにしたら首相から否定され、文部科学大臣からも、愛国心をA、B、Cで評価するなんてとんでもないと言われ、社会問題にもされてしまったというのが現状だと思います。ある報道では、政府や地方自治体の運用次第で、愛国心が強制される懸念は消えなかったという見出しで報道がされています。

斑鳩町では、そうした過ちを犯すようなことはされていませんが、今、出されている教育基本法の政府改定案は、学習指導要領の国を愛する心情をほぼそのまま法律に格上げしようとしているものです。文部科学省の一文の中にあるだけで社会問題となったものを法律に格上げするのは、誰が見ても筋が通らないことであり、私はこれは過ちだと考えます。斑鳩町の子どもたちに誤ったやり方で教育を行わないためにも、ぜひそうした点については、国から示されたものであっても、今後十分に注意をして見ていていただきたいと思えます。

それでは、次に、同じく政府改定案の第16条教育行政、第17条教育振興基本計画についてですが、この政府改定案の16条、17条というのは、現行の教育基本法で言いますと第10条の部分に当たります。私は、この現行基本法の第10条こそ、国や地方も含めた教育行政の役割をはっきりとうたっている教育基本法の魂とも言うべき大切

な条文だと思っています。

第10条では、戦前教育の反省から、国家権力が教育に不当な介入をしないようにとうたっていることは、教育長も十分にご認識いただいているかと思いますが、しかし、これも政府改定案では大幅に書き替えられています。現行の教育基本法第10条の1項では、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と書かれています。これが政府改定案では、第16条として、「教育は、不当な支配に服することなく」と、ここまでは一緒なのですが、この後、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり」というふうに続いています。現行基本法の「国民全体に対し直接に責任を負って行われる」という部分は、教育の自主性を明確にしているものですが、政府改定案ではこの部分を削除して政府のつくった法律に従って行われると変わっています。これは、文部科学省の裁量で行うこと、つまり法律で定められたことはすべて不当な支配に服さないとして正当化するものであり、これが国家権力による教育内容への介入を禁じた現行法の精神を180度曲げてしまうのは明らかです。

さらに、第10条2項がうたっている「教育行政の任務」は、「諸条件の整備確立に限定している」とする部分も、「諸条件の整備確立」が削除されています。その上で、政府改定案では、第17条で、「教育振興基本計画を政府が策定し、地方公共団体は国の計画を参酌し、同様の計画を決めることを努力目標」としています。これらの計画の策定自体が、国や地方自治体などの行政による教育への口出しであり、教育内容への介入になりかねないと考えますが、どのような認識をお持ちでしょうか。

また、教育振興基本計画に全国学力テストを盛り込もうという動きがあり、一部の地域で既に一斉学力テストが復活し、問題視されていますが、これに対する町の認識と現状についてあわせてお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育基本法の改定案の16条、17条についてのご質問でございます。

改正案の第16条では、議員も、今、おっしゃっていただいております第1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下に、公正かつ適正に行われなければならない」、こういうふうに示されてご

ざいます。現行の教育基本法第10条を改正されたものでございます。第2項から第4項は新設されまして、第2項は、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」、こういうふうに定めております。第3項は、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」、こういうふうにあります。第4項は、「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない」とございます。また、改正案の第17条も新設でございますけれども、「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない」と、こういうふうに書いてあります。同2項としまして、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と、こういう改正案となっております。

第16条の案につきましては、現行教育法と同様に、「教育が不当な支配に服することなく、法律の定めるところにより行われるべきこと」と規定されていると共に、国や地方公共団体の役割分担や必要な財政措置について新たに規定されております。教育の目標を遂行するための必要な諸条件の整備について、現行教育基本法より明確に示されたものというふうに考えております。

また、17条の案では、国と地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための「教育振興計画」を定めることについて規定されておまして、教育振興計画につきましては、教育に関する政府全体の基本計画がこれまで策定されておらず、教職員定数改善計画など個々の施策の計画のみであったものを、政府全体として教育の重要性を明確に位置付けるため策定されたものでございます。

なお、計画に盛り込まれます具体的な政策目標の例といたしましては、「全国的な学力テストを実施し、その評価に基づいて学習指導要領の改善を図ること」、それから「学校の施設の耐震化の推進など安全で良好な教育環境の確保を進める」、あるいは「いじめ、校内暴力を減らし、安心して勉強出来る学習環境づくりを推進する」ということをはじめ、多くの項目が挙げられているところでございます。こういったことを一体的に推進していくというようなことが推進計画の中に盛り込まれているところでござい

す。

それから、学力テストにつきましては、小学校6年生と中学校3年生を対象といたしまして、全国的な学力調査が、平成19年の4月24日に実施される予定となっております。これによりまして、国では、教育の成果と課題などの結果を検証いたしまして、学習指導要領の改善に生かされるということになってございます。これは、世界の学力調査で日本の学力が低下したと、こういうことが一部報道されたわけですが、そうしたものを受けて日本の学力の状況というものをしっかりと把握する。今まで抽出的な調査はあったわけですが、今回は小学校6年生と中学校3年生、全生徒を対象としてやっぱり実質的な学力の状況を把握すると、こういうことで今回学力テストを実施されるということでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、教育長の方で答弁いただきましたけれども、学力テストの実施なんかも、町の方にそのような通達なんかも来ているのかなというふうに思ったんですが、見解についてはお答えいただけなかったかなというふうに思っております。問題にしていますのは、施策を総合的に策定するという部分は、取りようによってはよくも悪くもとれることでありまして、私が心配いたしますのは、質問の時にも申し上げましたように、行政が教育内容に口出しをすることにならないのか、この点については十分に注意をして見ていていただきたいというふうに思います。

そして、全国学力テストにつきましては、学力テストを実施するという点については私も別に反対するものではございませんが、学力テストの結果を公表するといったことを国会の方で小泉首相は答弁をされており、そしてそのことが何がいけないのかというようなこともおっしゃっておられたというふうに思います。

私も聞きかじった話ではありますが、今、フィンランドが競争教育を一切やめて学力世界1位になったという話題をよく耳にします。また、その対照として、反対側の対照ですね、としてドイツの話を聞きますが、ドイツでは、10歳までの教育が一生を決めると徹底的に習熟度別でクラス分けをして競争教育を進めた結果、どんどんと学力が落ちてきているそうです。しかし、フィンランドでは、何と小学校ではテストの点数をつけていないそうです。序列化をしない、競争をあおらないことによって、よく出来る子も出来ない子も、勉強が好きだというふうに答えるそうです。

今の日本が置かれている状況はどうでしょうか。国際教育到達度強化学会、IEAと

いうところが調査をしているんですけれども、世界共通のテストをしようと思うと、国語とか英語は難しいので数学のテストをされていますが、その上位5番目に日本が入っており、平均点が487点のところ579点と大きく点数を上回っている状況が示されていますが、しかし数学が好きか嫌いかという質問に対して好きだと答えた割合は、1995年の調査では、39カ国中37位、下から3番目ですね。1992年では37カ国中36位、下から2番目という結果でした。数学は嫌いだけどテストをやらずと点数を取れるという、そんな矛盾した状態が続いています。そして、ここには出てきていませんが、ドイツでは、何としてもその学力テストでトップを取ろうという構えで競争教育をあおりにあおった結果、今、どんどんと順位が下がってきています。2004年のこれはまた別の数学のテストになるかとは思いますが、国際的な調査で、数学ではフィンランドが2位、日本は6位、ドイツは19位でした。ドイツでは、出来ない子と出来る子の格差が広がり、出来る子も出来ない子も勉強が嫌いだという傾向が強くなっているそうです。

私は、この話を聞いた時に、ドイツの傾向が今の日本の状況にとってもよく似ていると感じました。今、日本でも学力の低下を心配する声が強く、何とかしなければと国も地方も研究をしていますが、私はドイツのような道をたどってはいけないと思います。

さらに、私は、今回この話を聞いた時に、一番驚いたのは、今、子どもの学力テストで世界1位になっているフィンランドがお手本にしたものが、今の日本の教育基本法だということです。日本の教育基本法を制定した当時の文部省の解説書で示されていますが、「発展してやまない人間の特性と能力の調和として、人格の完成を目指して行われるべきである」という教育の姿を求めた結果、競争をなくし、すべての子どもたちの可能性を引き出すというやり方にたどりついたのではないかと考えます。私は、今ここの視点、この考え方が本当に大切であると思っています。

国会で小泉首相が答弁している全国学力テストの復活、またこれまでも問題視されてきました通知票にも盛り込まれている相対評価制度、こうしたものによって子どもたちを序列化し、子どものうちから格差をつけ、より競争をあおる形で、今、政府によって教育基本法が変えられようとしていることは、非常に問題があると感じています。今でも斑鳩町ではかなり配慮した教育を行っていただいています。今後も、子どもたちの序列化、競争化を激しくするようなやり方ではなく、これまでのようにすべての子どもにわかる教育を実施していただくことを要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） テストの点数は世界の調査では上がっているというなお話もございました。しかし、以前にやりました中では、やはり数学、あるいは国語の読解力、そういったものについて世界的に言いますとやっぱり日本は落ちていると、こういう状況が言われています。17年の1月に国が一部学力テストをやったわけですが、その中では、やはり小学校の算数等につきましては、単純な混合計算の正答率が学年進行によってやっぱり低下しているというようなことも言われておりますし、中学校の方では、数学の、なぜ計算するのか、あるいは計算すると何がわかるのかなど生徒に考えさせる指導がこれから必要である、こういう結果が出ているというように報道されています。

今回、学力テストをされるに当たりまして、地域の私たちの教育委員会や各学校で全国的な学力に関します状況、課題等を把握いたしまして、各学校で主体的に指導、あるいは学習の改善につなげていくためにも有効であるというふうに考えております。

全国的な学力調査の結果につきましては、議員おっしゃっていただいておりますように、序列化や過度の競争に十分配慮の上で公表させることになってございます。公表レベルにつきましては、地域の規模別、これは大都市とか中核市、それからその他市町村などで、そういう大別で公表されます。市町村・学校が自己の結果を公表する場合には、序列化や過度の競争をあおらないような工夫、あるいは取り組みが必要とされておりまして、各市町村・学校の裁量とされておりまして、現在のところ、斑鳩町教育委員会といたしましては、公表をする考えはございません。それぞれの学校の方で、その学力テストの結果を見て、十分今後の教育の進め方について参考にさせていただくというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 学力テストにつきましては、私の質問の趣旨もよくご理解していただいているというふうに思いますので、ぜひ今後もそうした配慮をお願いしたいと思います。

次に、・番目の質問は、ちょっと時間がないので飛ばさせていただきます。最後にまとめとして、今回の政府提案の教育基本法改定案については、私の方からも幾つか問題提起をさせていただきましたので、斑鳩町の教育にたずさわる教育委員会として、十分に問題意識を持って、国に対しても地方の立場から意見を上げていただきますよう強

く要望しておきます。

そして、この問題の最後に、私は今回特に注意しなければならないのは、教育基本法の改定が憲法改定と一体のものとして進められている点だと思います。さきのイラク戦争のように、アメリカが行った先制攻撃方の戦争に、今後日本の自衛隊も武器を持って参戦出来るようにするために憲法を変えようとしています。それに合せて、国の価値観に従って国を愛する人間づくりが、今、教育基本法を変えるという形で国民に対して押し付けられようとしています。これらの問題は、国会で議論し決めることだから関係ないというのではなく、斑鳩町の住民にも大きくかかわってくる、自分たちの身近な問題として受け止め、今後大いに議論をしていく必要があるということを最後に申し上げまして、次の質問に移ります。

それでは、次に財政問題についてですが、今、国も地方も厳しい財政状況下にある中国の方では、財政再建だと言って三位一体の改革が進められ、斑鳩町にも多大な影響を及ぼしています。また、斑鳩町では、合併をせず単独町制を確立するため、財政健全化の取り組みが進められていますが、そうした状況の中、住民の皆さんの負担状況はどうなっているのか、また国と町との関係はどうなっているのか、そして斑鳩町が今後進めようとしている事業について、斑鳩町の今後の財政運営の見通しも踏まえお尋ねをしておきたいと思います。

まず・点目に、国の税制改正に伴い、今年の6月に、老年者控除や公的年金等控除の縮小などで住民税の負担が増えた世帯が本当にたくさんあり、斑鳩町の税務課にも、たくさんの町民の皆さんから苦情や問い合わせが殺到したと聞いておりますが、斑鳩町では住民税増税で住民の皆さんの負担はどうなったのか。また、それに伴い国民健康保険税や介護保険料の負担が増えた方がおられると思いますが、その影響はどのようになっているでしょうか、お尋ねをしたいと思います。まず、住民税の方からお聞きします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 平成18年度個人住民税関係につきましては、大きな税制改正でもあり、特に公的年金等の控除の上乗せ分の廃止、老年者控除の廃止、所得125万円以下に対する非課税措置の廃止などによりまして、65歳以上の人の税額が前年度に比較して大きく負担増となっております。

まず、どれぐらいの負担増になるかのお尋ねでございますが、具体的に例を挙げてお答えさせていただきますと、65歳以上の方で、控除対象配偶者があり、その他の各

種所得控除がない場合ということで想定してお答えさせていただきますと、年金収入額が200万円の方ですと非課税から1,400円に、年金収入額が230万円の方につきましては非課税から8,100円に、260万円の方ですと非課税から3万8,700円に、300万円の方ですと1万9,300円の負担が5万7,200円となり、3万7,900円の増となっております。というのが負担の増でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、続きまして国民健康保険税と介護保険料ではどうなっているでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、国民健康保険税でございます。今回の税制改正に伴います公的年金等の控除の見直しによりまして、一部の被保険者の方の負担に影響がございました。しかし、そうした被保険者の負担の激変を緩和する措置といたしまして平成17年1月1日現在で65歳以上の方に対しまして、平成18年度、平成19年度の2年間、保険税額の算定の際に特別の控除を設けているところでございます。

これまでの公的年金等の控除の中では140万円とされておりました額が、今回の改正によりまして120万円に引き下げられております。年金所得が20万円このことによりまして増額になったわけでございます。これによりまして、国民健康保険税への所得割額では1万円の負担増となるところでございます。このことから、平成18年度では13万円、平成19年度では7万円の特別控除を実施をいたしまして、平成18年度では負担額が3,500円、そして平成19年度は6,500円の増額ということで、段階的にご負担をいただくというような形で取り組んで、被保険者の方々の負担の軽減を図っているところでございます。

次に、介護保険料のことでございますが、平成17年度の税制改正の影響によりまして、住民税の非課税から課税となりますご本人、及び住民税非課税から課税となる方が同じ世帯におられます住民税の非課税の方におきましては、介護保険料の保険料段階が変更となります。1年間に納めていただく保険料額が多くなることとなるわけでございます。

例えて申しますと、今回の税制改正の影響によりまして、昨年度までは住民税非課税から今年度課税となった方は、第2段階及び第3段階から第5段階へ、住民税非課税から課税となる方が同じ世帯におられる住民税非課税の方につきましては、第2段階及び

第3段階から第4段階へ変更になるわけでございます。ただし、保険料負担の急激な増加を避けるということで、平成18年度から3年間で増となった本来の保険料に段階的に引き上げまして、被保険者の方々の負担の軽減も図ったところでございます。

この税制改正におきまして影響を受ける方の人数を申し上げますと、当初賦課の段階ということで、第5段階になった方は494名、そして第4段階となった方は109名でございます。増加した金額的には、今年度の保険料額を参考で申し上げますと、例えば第4段階から第5段階になった方につきましては、第4段階が基準になりますので、4万6,800円から5万550円となりまして3,750円の増、第3段階から第4段階になった方につきましては、3万2,760円から3万8,850円で6,090円の増というような状況となっております。

国民健康保険税、そして介護保険料の関係につきましてのご質問いただいているご答弁ということでさせていただきます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、数字であらわしていただきましたように、住民税でも大幅な増、そして介護保険料にしても2段階も突然アップするという方が出てきておられ、そして全国的に聞きますと、住民税だけで負担が前年度と比べて10倍にもはね上がったという状況も確認されています。今、段階的に緩和措置がとられていますので、今後本当に年を追うごとに、3年間、生活困難を訴えてくる方も増えてくるのではないかと思います。また、そうした方には十分に相談に乗って町として対応していただきますようお願いいたします。そして、3月議会に、ほかの議員さんからも質問されておりました障害者控除対象認定制度、これがいよいよ実施をされ、そして12月の町の広報でお知らせをされるというふうに私お聞きをしておりますので、その周知も十分に行ってください、少しでも負担を軽減されるようお願いをしておきたいと思っております。

次に、2番目ですが、三位一体の改革の影響についてお尋ねしたいと思っておりますが、国庫補助金が削減、廃止されている事業について、現在はどのような状況になっており、町としてどのように対応されているのでしょうか。簡潔にお答えいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 三位一体の改革につきましては、3兆円という大規模な税源移譲を基幹税より行うということにされたこと、これは画期的な改革であり、今後の地方分権を進める上で大きな前進であると考えております。

結果といたしましては、総額4兆円規模の国庫補助負担金改革の大半が、国の補助率の引き上げや総額の圧縮によるものとなっており、また児童手当や児童扶養手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、我々地方が主張してきた真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が含まれていることも事実でございます。

そうした中で、三位一体の改革に伴う本町への影響でございますが、平成18年度当初予算ベースで、国庫補助負担金の改革で1億5,000万円の減収、税源移譲で2億円の増収、そして地方交付税の改革の中で5億4,000万円の減収となり、全体で5億円程度の減収が見込まれております。

このような状況の中にあきまして、本町におきましては、公立保育所運営、準要保護就学等援助など国庫補助負担金の廃止・縮減が行われた事業も含め、住民の皆様が必要とするサービスにつきましては、そのサービス水準を低下させることなく実施しているところでございます。

補助率の引き下げという地方への負担転嫁が相当の規模で行われたことを踏まえれば、今後は地方一般財源総額、とりわけ地方交付税の総額確保と財源調整の充実が必須であり、本町といたしましても、地方六団体と連携いたしまして、その実現を強く求めていきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の答弁の中にもありましたが、児童手当、これなんかは、国が小学校3年生から小学校6年生まで拡充をしたものですが、実際にこれまで国は約3分の2を負担していたものを3分の1に減らしてしまっているというふうに思います。

そして、担当課の方で少し数字を聞きますと、そのことによって、制度が拡大されるのは非常によいことなんです、国の負担が4,200万円これまでより減って、町の持ち出し金、負担分が2,100万円増えている、こういった実態が明らかにされています。

さらには、公立の保育所の運営負担費、これにつきましても、国庫補助が廃止をされそして交付税算入されているという形になってはいますが、今のご答弁の中でも、交付税が総額で5億円も削減されているということは、実質上この保育所の運営負担の国庫補助費も廃止をされてしまっているというふうに私は考えます。

このような大変な状況の中で、町としては福祉の後退をさせないということで運営を

していかなければいけません、やはり住民の皆さんの福祉を守る立場で、国に対しても地方への交付税の総額の確保をしっかりと掲げ、そして地方六団体との意見調整もしながら、十分にそうした国との協議を進めていっていただきたいと思います。

続きまして、質問項目が残っておりますが、ちょっと時間がございませんので、意見だけ申し上げさせていただきます。

斑鳩町の財政見通しとして中長期的な財政の計画書を決算委員会にもご提示いただいておりますが、今、公共下水道は特別会計を組んでおり、そこになかなかどのような形で影響があるのかというのがわかりにくい部分もございますが、担当課の方でお聞きをしますと、毎年4億円一般会計の方から公共下水道の方に持ち出しをしており、さらには都市計画税につきましても、今、年間で1億2,000万円の収入があつて、基金も約1億7,000万円ほどだったかと思うんですが、それにつきましても公共下水道の方に使わなければいけない状況があつて、なかなか都市計画道路などの整備というのが今後財政的に非常に不安を抱えている状況だというふうに思います。

そんな中、先ほどの質問者も触れておられましたが、駅周辺の道路の整備、特に南側の道路につきましても、地元の方からもなかなか理解を得られないような状況があるというふうに、先日、建設水道常任委員会か都市基盤整備特別委員会、どちらかちょっと忘れましたが、そんな状況も触れられておりましたが、こうした道路につきましても、十分に住民の合意をもって進めていただきたい、また町は住民の皆様に対してきちっと説明責任を果たしていただきたいということを最後に要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明9日、10日は休会、11日は午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時40分 散会）